

内閣参質一八六第一三三二号

平成二十六年六月二十日

内閣總理大臣 安倍晋三

参議院議長山崎正昭殿

参議院議員小西洋之君提出参議院憲法審査会附帯決議と集団的自衛権行使の解釈変更に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員小西洋之君提出参議院憲法審査会附帯決議と集団的自衛権行使の解釈変更に関する質問に
対する答弁書

一について

政府としては、従来より、国会における附帯決議については、その趣旨を尊重している。

二から四までについて

「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」が平成二十六年五月十五日に報告書を提出したことを
受けて、国民の命と平和な暮らしを守るため、あらゆる事態に切れ目のない対処を可能とするための国内
法制の整備の在り方について、憲法解釈との関係も含め、現在、「安全保障法制整備に関する与党協議会」
において協議が進められているものと承知しており、現時点において、集団的自衛権の行使容認を前提と
したお尋ねにお答えすることは差し控えたい。いずれにせよ、集団的自衛権の問題については、政府は、
国会において丁寧に説明を行つてきている。

五について

お尋ねに關し、政府としての認識は、一について及び二から四までについてでお答えしたとおりである。

お尋ねが太田国土交通大臣個人の認識に関するものであれば、政府としてお答えすることは困難である。